

令和元年11月29日開会

# 令和元年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書



## 目 次

第 1 号	令和元年度徳島県一般会計補正予算（第3号）	1頁
第 2 号	徳島県危機管理関係手数料条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について	5
第 3 号	社会福祉法施行条例の一部改正について	7
第 4 号	卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について	9
第 5 号	徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部改正について	11
第 6 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	13
第 7 号	徳島県流域下水道条例の一部改正について	15
第 8 号	一般国道439号道路改築工事落合2号トンネルの請負契約について	19
第 9 号	山城東祖谷山線緊急地方道路整備工事京田トンネルの請負契約について	21
第 10 号	当せん金付証票の発売について	23
第 11 号	訴えの提起に係る専決処分の承認について	25
報告第1号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	27
報告第2号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	29
報告第3号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	31
補正予算説明		
1	令和元年度徳島県一般会計補正予算（第3号）説明書	35
(1)	歳入歳出補正予算（第3号）事項別明細書	35
1	総括	35
2	歳入	39
3	歳出	45

(2) 補正予算（第3号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書…………… 59頁

## 第 1 号

## 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第3号）

令和元年度徳島県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303,966千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ507,974,346千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年11月29日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 寄 附 金		千円 33,880	千円 5,000	千円 38,880
	1 寄 附 金	33,880	5,000	38,880
13 繰 越 金		6,245,715	68,966	6,314,681
	1 繰 越 金	6,245,715	68,966	6,314,681
15 県 債		57,881,000	230,000	58,111,000

	1 県	債	57,881,000	230,000	58,111,000
歳入	合計		507,670,380	303,966	507,974,346

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 32,248,674	千円 49,800	千円 32,298,474
	1 総務管理費	17,299,260	1,800	17,301,060
	2 企画費	6,507,502	8,000	6,515,502
	6 防災費	1,894,050	40,000	1,934,050
3 民生費		64,385,590	1,800	64,387,390
	1 社会福祉費	45,919,905	1,800	45,921,705
4 衛生費		25,321,898	6,221	25,328,119
	2 環境衛生費	3,415,487	500	3,415,987
	3 保健所費	1,311,299	5,721	1,317,020
6 農林水産業費		33,020,584	20,000	33,040,584
	5 林業費	11,481,406	20,000	11,501,406
8 土木費		59,349,900	222,500	59,572,400

	3 河川海岸費	18,806,348	215,000	19,021,348
	6 住宅費	1,390,084	7,500	1,397,584
10 教育費		84,632,230	3,645	84,635,875
	1 教育総務費	15,154,289	3,645	15,157,934
歳出	合計	507,670,380	303,966	507,974,346

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	5 林業費	治山維持補修費	千円 20,000

2 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	3 河川海岸費	河川海岸維持修繕費	千円 200,000	千円 355,000
		砂防維持修繕費	11,000	71,000

## 第3表 地方債補正

## 1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
林業治山事業	千円 2,427,000	千円 2,447,000
河川海岸事業	10,642,000	10,852,000
計	57,881,000	58,111,000



## 第二号

## 徳島県危機管理関係手数料条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

徳島県危機管理関係手数料条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県危機管理関係手数料条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

(徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正)

**第一条** 徳島県危機管理関係手数料条例(平成十六年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五十四の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

**第二条** 特定非営利活動促進法施行条例(平成十年徳島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

## 提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三号

## 社会福祉法施行条例の一部改正について

社会福祉法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 社会福祉法施行条例の一部を改正する条例

社会福祉法施行条例（平成二十四年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「及び授産施設」を「授産施設及び無料低額宿泊所」に改め、同条に次の一項を加える。

- 4 法第六十八条の五第一項の規定により条例で定める無料低額宿泊所（法第二条第三項第八号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、次条に定めるもののほか、法第六十八条の五第二項に規定する厚生労働省令（無料低額宿泊所に係るものに限る。）で定める基準の例による。

第四条第一項中「及び授産施設」を「授産施設及び無料低額宿泊所」に改め、同条第三項中「及び婦人保護施設」を「婦人保護施設及び無料低額宿泊所」に改める。

## 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 提案理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第四号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正)

第一条 徳島県農林水産関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

八十二 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第十三条第一項の規定に基づく地方卸	一万円
売市場の認定の申請に対する審査	

(徳島県卸売市場条例の廃止)

第二条 徳島県卸売市場条例(昭和四十七年徳島県条例第十六号)は、廃止する。

(徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年徳島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号を次のように改める。

七 削除

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号。以下「一部改正法」という。）附則第三条第三項の規定に基づく同項に規定する申請に対する審査の事務（以下「審査事務」という。）について、第一条の規定による改正後の徳島県農林水産関係手数料条例別表の八十二の項の規定の例により、手数料を徴収する。この場合において、当該手数料が一部改正法附則第三条第五項に規定する旧地方卸売市場に係る審査事務についてのものであるときは、同表の八十二の項の規定の適用については、同項中「二万円」とあるのは、「四千元」とする。

### (罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 提案理由

卸売市場法の一部が改正され、地方卸売市場について、許可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しが行われることに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五号

## 徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部改正について

徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部を改正する条例

徳島県畜産関係使用料手数料条例（昭和三十五年徳島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表初診料の項を削る。

## 附 則

- 1 この条例は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）附則第十条の規定の適用を受ける場合における初診料の徴収については、なお従前の例による。

## 提案理由

農業保険法施行規則が施行され、家畜診療業務に係る初診料が農林水産大臣の定める家畜共済診療点数表によつて算定されることに鑑み、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第六号

## 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十九の項中「第四条第二項又は第三項」を「第四条第三項又は第五項」に、「一万九千三百円」を「一万四千四百円」に改め、同表の八十の項中「一万七千九百円」を「一万八千五百円」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和二年三月一日から施行する。
- 2 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、この条例の施行の日前に知事の行う二級建築士試験に合格したもの（建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第九十六号）第二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに対する改正後の別表第一の七十九の項の規定の適用については、同項中「一万四千四百円」とあるのは、「一万九千三百円」とする。

## 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに鑑み、建築士法の規定に基づく二級建築士及び木造建築士の免許等に係る手数料の額を改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第七号

## 徳島県流域下水道条例の一部改正について

徳島県流域下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県流域下水道条例の一部を改正する条例**

徳島県流域下水道条例（平成二十一年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例**

第一条及び第二条を次のように改める。

（趣旨）

**第一条** この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）の規定に基づき、徳島県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）の設置及びその運営等に関し必要な事項を定めるとともに、下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）の規定に基づき、流域下水道事業の施設として設置する同法第二条第四号に規定する流域下水道（以下「流域下水道」という。）の構造の技術上の基準及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（流域下水道事業の設置）

**第二条** 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、流域下水道事業を設置する。

第七条を第十四条とし、第六条を第十三条とする。

第五条第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条を第十二条とする。

第四条中「法第二十五条の十八第一項」を「下水道法第二十五条の十八第一項」に、「法第二十一条第二項」を「同法第二十一条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第三条中「法第二十五条の十八第一項」を「下水道法第二十五条の十八第一項」に、「法第七条第二項」を「同法第七条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第二条の次に次の七条を加える。

(財務規定等の適用)

**第三条** 法第二条第三項及び地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)第一条第二項の規定に基づき、流域下水道事業に法第二条第二項に規定する財務規定等を、令和二年四月一日から適用する。

(経営の基本)

**第四条** 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 流域下水道の名称、処理区及び下水道法第六条第四号に規定する流域関連公共下水道により下水を処理する区域の存する市町は、次のとおりとする。

名 称	処 理 区	処理する区域の存する市町
旧吉野川流域下水道	旧吉野川処理区	鳴門市 松茂町 北島町 藍住町 板野町

(重要な資産の取得及び処分)

**第五条** 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得て売却払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)の金額が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

**第六条** 法第三十四条の規定により読み替えて準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の二第八項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

**第七条** 法第三十四条の二ただし書の規定に基づき、流域下水道事業の出納その他の会計事務のうち収入及び支出の審査に関する事務に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

**第八条** 流域下水道事業の業務に関し、法第四十条第二項の規定に基づき条例で定める負担付きの寄附又は贈与の受領及び法律上県の義務に属する損害賠償額の決定は、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が千万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償額の決定で当該決

定に係る金額が五百万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

**第九条** 知事は、流域下水道事業に関し、法第四十条の二第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める期日までに作成しなければならない。

- 一 毎事業年度の四月一日から九月三十日までの期間における業務の状況を説明する書類 当該事業年度の十一月二十日
  - 二 毎事業年度の十月一日から三月三十一日までの期間における業務の状況を説明する書類 翌事業年度の五月二十一日
- 2 前項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 事業の概要
  - 二 経理の状況
  - 三 資産、企業債及び一時借入金の現在高
  - 四 その他事業の経営の状況を明らかにするため知事が必要と認める事項
- 3 知事は、天災その他やむを得ない事故により第一項に規定する期日までに業務の状況を説明する書類を作成することができないときは、同項の規定にかかわらず、事故のやんだ日から一月以内にこれを作成するものとする。
- 本則に次の一条を加える。

(委任)

**第十五条** この条例に定めるもののほか、流域下水道事業の運営等及び流域下水道の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(徳島県特別会計設置条例の一部改正)

- 2 徳島県特別会計設置条例（昭和三十九年徳島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。  
別表徳島県流域下水道事業特別会計の項を削る。

**提案理由**

徳島県流域下水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第 8 号

一般国道 439 号道路改築工事落合 2 号トンネルの請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和元年 11 月 29 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工 事 名	道路改築工事
2	路 線 名	一般国道439号
3	工 事 箇 所	三好市東祖谷下瀬 落合 2 号トンネル
4	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和 3 年12月25日まで
5	契 約 金 額	951,500,000円
6	契 約 の 方 法	一般競争入札
7	契 約 の 相 手 方	姫野組・島谷建設 道路改築工事共同企業体 代表構成員 徳島市佐古八番町 5 番 7 号 株式会社 姫野組 代表取締役社長 松 本 哲 構 成 員 徳島市富田橋 7 丁目17番地 株式会社 島谷建設 代 表 取 締 役 島 谷 速 敏

#### 提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 9 号

## 山城東祖谷山線緊急地方道路整備工事京田トンネルの請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和元年11月29日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工 事 名	緊急地方道路整備工事
2	路 線 名	山城東祖谷山線
3	工 事 箇 所	三好市池田町大申 京田トンネル
4	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和3年12月25日まで
5	契 約 金 額	1,199,000,000円
6	契 約 の 方 法	一般競争入札
7	契 約 の 相 手 方	大竹組・県西土木 緊急地方道路整備工事共同企業体 代表構成員 海部郡牟岐町大字中村字本村85の1 株式会社 大竹組 代表取締役 戎 谷 一 平 構 成 員 三好市池田町州津藤ノ井418番地 県西土木株式会社 代表取締役 藤 本 利 文

#### 提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 10 号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法により，令和 2 年度中において証票を次のとおり発売することができる。

令和元年 11 月 29 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

発売総額 10,000,000千円以内

提案理由

当せん金付証票の発売について，当せん金付証票法第 4 条の規定により，その限度額について議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 11 号

## 訴えの提起に係る専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により報告し，承認を求める。

令和元年11月29日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 訴えの提起について

貸金返還請求に関し，次のとおり訴えを提起する。

令和元年11月13日専決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 貸金返還請求

相 手 方	請 求 の 趣 旨
海部郡牟岐町大字河内字はやまだに312番地 海部郡資源再利用協業組合	(1) 金134,707,914円及びこのうち，金70,914円に対する平成元年10月1日から支払済みまで，金16,828,000円に対する平成2年10月1日から支払済みまで，金16,828,000円に対する平成3年10月1日から支払済みまで，金16,828,000円に対する平成4年10月1日から支払済みまで，金16,828,000円に対する平成5年10月1日から支払済みまで，金16,828,000円に対する平成6年10月1日から支払済みまで，金16,828,000円に対する平成7年10月1日から支払済みまで，金16,828,000円に対する平成8年10月1日から支払済みまで，金16,841,000円に対する平成9

- |  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>年10月1日から支払済みまで年10.75%の割合による金員を支払え。</p> <p>(2) 金223,230円を支払え。</p> <p>(3) 訴訟費用は相手方の負担とする。</p> <p>との判決並びに第1項及び第2項につき仮執行の宣言を求める。</p> |  |
|--|---|--|

#### 提案理由

訴えの提起について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月29日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
三好郡東みよし町在住 1名	円 60,600	令和元年6月26日	三好郡東みよし町地内	令和元年10月30日
阿波市所在 1法人	25,788	令和元年7月5日	徳島市地内	令和元年10月31日
徳島市在住 1名	95,151	令和元年7月30日	徳島市地内	令和元年10月31日
吉野川市在住 1名	55,939	令和元年8月6日	吉野川市地内	令和元年10月31日





## 報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月29日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市所在 1法人	円 14,000	令和元年6月6日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	令和元年10月31日
香川県高松市在住 1名	402,000	令和元年7月26日	美馬郡つるぎ町地内 (国道438号)	令和元年10月31日
美馬市在住 1名	9,000	令和元年8月16日	美馬市地内 (国道492号)	令和元年10月31日
阿南市在住 1名	300,000	令和元年8月16日	海部郡美波町地内 (県道日和佐牟岐線)	令和元年10月31日
徳島市在住 1名	82,000	令和元年8月27日	海部郡美波町地内 (県道日和佐牟岐線)	令和元年10月31日



## 報告第3号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月29日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
和歌山県和歌山市在住 1名	円 4,968	令和元年8月26日	徳島市地内	令和元年10月31日
板野郡松茂町在住 1名	139,480	令和元年9月30日	小松島市地内	令和元年10月31日



# 補 正 予 算 説 明 書



## 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第3号）説明書

歳入歳出補正予算（第3号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括  
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	77,500,000	—	77,500,000	—
02 地方消費税清算金	25,800,000	—	25,800,000	—
03 地方譲与税	14,228,000	—	14,228,000	—
04 地方特例交付金	1,551,000	—	1,551,000	—
05 地方交付税	144,500,000	—	144,500,000	—
06 交通安全対策特別交付金	220,000	—	220,000	—
07 分担金及び負担金	1,077,402	—	1,077,402	—
08 使用料及び手数料	6,196,521	—	6,196,521	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	66,835,438	—	66,835,438	—
10 財産収入	1,065,605	—	1,065,605	—
11 寄附金	33,880	5,000	38,880	39
12 繰入金	88,320,439	—	88,320,439	—
13 繰越金	6,245,715	68,966	6,314,681	41
14 諸収入	16,215,380	—	16,215,380	—
15 県債	57,881,000	230,000	58,111,000	43
歳入合計	507,670,380	303,966	507,974,346	—



(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	1,001,237	—	1,001,237				—	
02 総 務 費	32,248,674	49,800	32,298,474			5,000	44,800	45
03 民 生 費	64,385,590	1,800	64,387,390				1,800	49
04 衛 生 費	25,321,898	6,221	25,328,119				6,221	51
05 労 働 費	5,065,890	—	5,065,890					—
06 農 林 水 産 業 費	33,020,584	20,000	33,040,584		20,000			53
07 商 工 費	65,975,882	—	65,975,882					—
08 土 木 費	59,349,900	222,500	59,572,400		210,000		12,500	55
09 警 察 費	22,762,282	—	22,762,282					—

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	84,632,230	3,645	84,635,875				3,645	57
11 災害復旧費	12,904,277	—	12,904,277					—
12 公債費	73,426,386	—	73,426,386					—
13 諸支出金	27,425,550	—	27,425,550					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 68,966	△68,966	—
歳出合計	507,670,380	303,966	507,974,346		230,000	73,966	0	—

## 2 歳 入

(款) 11 寄 附 金

(項) 01 寄 附 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 総 務 寄 附 金	1,000	5,000	6,000	01 企 画 寄 附 金	5,000	企画調整費 5,000
計	33,880	5,000	38,880			



(款) 13 繰 越 金

(項) 01 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 繰 越 金	6,245,715	68,966	6,314,681	01 繰 越 金	68,966	
計	6,245,715	68,966	6,314,681			



(款) 15 県 債  
(項) 01 県 債

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
05 農 林 水 産 業 債	5,577,000	20,000	5,597,000	02 林 業 費 債	20,000	治山維持補修費 20,000
07 土 木 債	24,185,000	210,000	24,395,000	02 河川海岸費債	210,000	河川海岸維持修繕費 150,000 砂防維持修繕費 60,000
計	57,881,000	230,000	58,111,000			





## 3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 01 総 務 管 理 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
03 職員厚生費	174,891	1,800	176,691				1,800	13 委 託 料	1,800	1 令和元年台風第15号及び第19号救援対策費 1,800
計	17,299,260	1,800	17,301,060				1,800			

## (項) 02 企 画 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
01 企画総務費	1,662,992	5,000	1,667,992			寄附金 5,000		12 役 務 費	150	1 企画調整費 ふるさと納税代行寄附金 事務費	5,000 4,850 150
								26 寄 附 金	4,850		
02 計画調査費	3,672,298	3,000	3,675,298				3,000	20 扶 助 費	3,000	1 大規模災害被災者等支援費 被災者支援見舞金	3,000
計	6,507,502	8,000	6,515,502			5,000	3,000				

## (項) 06 防 災 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
01 防災総務費	1,790,063	40,000	1,830,063				40,000	09 旅 費	6,500	1 防災対策指導費 6,000 2 令和元年台風第15号及び第19号救援対策費 34,000
								11 需 用 費	6,900	
								12 役 務 費	22,500	
								14 使用料及び 賃 借 料	3,400	
								18 備品購入費	700	
計	1,894,050	40,000	1,934,050				40,000			



(款) 03 民 生 費

(項) 01 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
01 社会福祉費 総務費	1,995,298	1,800	1,997,098				1,800	26 寄 附 金	1,800	1 災害救助法施行費 災害見舞金	1,800
計	45,919,905	1,800	45,921,705				1,800				



(款) 04 衛 生 費

(項) 02 環 境 衛 生 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
03 環境衛生費 指 導 費	1,846,555	500	1,847,055				500	19 負担金、補助 及び交付金	500	1 令和元年台風第15号及び第19号救援対策費 受入支援費負担金 500
計	3,415,487	500	3,415,987				500			

## (項) 03 保健所費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源			一般財源	区	分		金	額
				国支出金	地方債	その他						
01 保健所費	1,311,299	5,721	1,317,020				5,721	09 旅 費	4,318	1 令和元年台風第15号及び第19号救援対策費 5,721		
								11 需 用 費	360			
								12 役 務 費	200			
								14 使用料及び 賃借料	843			
計	1,311,299	5,721	1,317,020				5,721					



(款) 06 農林水産業費

(項) 05 林業費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
06 治山費	3,295,830	20,000	3,315,830		20,000			13 委託料	20,000	1 治山維持補修費 20,000	
計	11,481,406	20,000	11,501,406		20,000						



## (款) 08 土 木 費

## (項) 03 河川海岸費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 河川改良費	12,370,531	155,000	12,525,531		150,000		5,000	11 需用費	7,673	1 河川海岸維持修繕費 155,000
								13 委託料	12,327	
								15 工事請負費	135,000	
03 砂防費	5,072,124	60,000	5,132,124		60,000			11 需用費	2,970	1 砂防維持修繕費 60,000
								13 委託料	57,030	
計	18,806,348	215,000	19,021,348		210,000		5,000			

## (項) 06 住 宅 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 住宅管理費	540,855	7,500	548,355				7,500	13 委 託 料	7,500	1 令和元年台風第15号及び第19号救援対策費 7,500
計	1,390,084	7,500	1,397,584				7,500			

## (款) 10 教 育 費

## (項) 01 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
04 教育指導費	583,504	2,000	585,504				2,000	11 需用費	2,000	1 令和元年台風第15号及び第19号救援対策費 2,000
07 福利厚生費	32,240	1,645	33,885				1,645	11 需用費	665	1 令和元年台風第15号及び第19号救援対策費 1,645
								18 備品購入費	980	
計	15,154,289	3,645	15,157,934				3,645			



## 補正予算（第3号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			補正前の額	補 正 額	計
		補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計			
1 普 通 債	千円 477,609,645	千円 53,905,400	千円 230,000	千円 54,135,400	千円 40,627,286	千円 40,627,286	千円 490,887,759	千円 230,000	千円 491,117,759	
(1) 土 木	301,197,142	34,634,000	210,000	34,844,000	27,856,201	27,856,201	307,974,941	210,000	308,184,941	
(2) 農 林 水 産	62,940,405	8,656,500	20,000	8,676,500	5,838,789	5,838,789	65,758,116	20,000	65,778,116	
合 計	817,143,481	73,446,400	230,000	73,676,400	64,570,499	64,570,499	826,019,382	230,000	826,249,382	







